

事務所移転

令和2年当初から始まったコロナ禍を契機として、当時の感染防止策であった移動制限等の社会的要請もあり、やむなく在宅勤務を強いられたところ、PC、ネットワーク環境等テレワーク運用体制を順次整備していき、現在、当財団にとってテレワークの活用は業務効率向上につながる欠くことのできないものとなっています。

一方、令和元年度から5期連続して収支赤字であり固定経費削減は、ここ数年の懸案事項であったところ、テレワークが定着して事務所スペースに恒常的な余剰が生じている状況でした。

以上のことを踏まて、事務所移転を検討し、令和7年11月18日付けで新たに事務所賃貸借契約を締結しました。また、事務所所在地は法人登記事項となっており、移転日は法人の意思決定が登記要件であることから、理事会（令和8年3月5日）において決議したところです。事務所移転の概要は、次のとおりです。

- 1 移転日：令和8年4月25日（土） *同日業務開始
- 2 移転先住所：東京都中央区東日本橋3-10-14 サンライズ橋4F
*旧住所：東京都中央区日本橋小伝馬町15-18、電話番号は変更なし
- 3 広さ（実質事務室面積）：163㎡（現在） → 130㎡
- 4 賃借料（共益費・消費税を含む。）：83万円/月（現在） → 74万円/月
- 5 建物構造：鉄骨造8階建
- 6 建物竣工：1992年8月（現在：1987年2月）
- 7 その他：事務室は現行テレワークを前提に、フリーアドレスにしてスペースの有効活用を図った。